

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託業者を選考するので、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県基幹的情報発信業務

(2) 業務の内容

マスメディアを活用して鳥取県の魅力を全国に発信し、鳥取県の認知度及び好感度を高めるため、鳥取県基幹的情報発信業務委託仕様書に基づき、以下の業務を行う。

- ア パブリシティ活動
- イ プレスリリースの配信
- ウ 全国及び首都圏の情報のモニタリング
- エ 情報発信に係るアドバイザー
- オ 効果測定
- カ 広報研修の開催
- キ その他

(3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

金20,000千円（取材実費等を含む。また、必要に応じて別途必要な業務を委託する場合がある。）

2 参加資格要件

鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考実施要領（以下「プロポーザル選考実施要領」という。）に基づき、この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

- ア イベント・広告・企画の広告・広報
- イ イベント・広告・企画のイベント企画・運営
- ウ その他の委託等のその他

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年2月12日（金）正午までに5の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の（2）の場所に必ず連絡すること。

(4) 令和3年2月5日（金）から本件業務の企画提案書の提出までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和3年2月5日（金）から本件業務の企画提案書の提出までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、「令和3年度鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- (2) 審査会は5名以上で構成する。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

(1) 評価方法

プレゼンテーション実施後、企画提案書等の内容を基に、各審査委員が(2)の審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行い、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

(2) 審査項目

審査委員(5名以上)は、企画提案書等を次の項目について審査する。

- ア 発信手段の的確性(情報収集力・媒体の選定・的確なアプローチ・PRポイントを押さえた提案力・対応力)
- イ 実施体制(体制・メディアとの関係・アドバイザースタッフ)

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果の通知は、令和3年3月18日(木)に文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295573.htm>)で公表するものとする。

イ 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

ウ 公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

5 応募手続

(1) 事務局

本募集に係る事務局は、次のとおりとする。

鳥取県令和新时代創造本部広報課 とっとり発信担当(担当:原)

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話番号 0857-26-7097 ファクシミリ 0857-26-8122

電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話番号 0857-26-7431

(3) 参加の表明

プロポーザル選考に参加を表明する者は、あらかじめ5の(1)へ電話連絡の上、令和3年2月19日(金)午後5時までに、「プロポーザル選考実施要領」に添付されている参加申込書(様式1)と公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を5の(1)へファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザル選考参加者は、参加申込書提出の後、鳥取県基幹の情報発信業務プロポーザル提出書類作成要領(以下「提出書類作成要領」という。)に基づき、企画提案書等を作成し、令和3年3月4日(木)午後5時までに持参又は送付の方法により正本(1部)及び副本(5部)を5の(1)に提出するものとする。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(5) 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

イ 「提出書類作成要領」に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

(6) 提案者の失格

審査委員又はその予定者に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は失格とする。

(7) 著作権の取扱

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(9) 企画提案書等作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和3年3月1日(月)午後5時までに5の(1)の電子メールアドレスに提出すること。（任意様式）

なお、質問及び回答については、令和3年3月3日(水)午後5時までに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/295573.htm>）で公開する。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について審査を行うため、次に掲げる日時及び場所において、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

令和3年3月11日(木) リモート形式（開始時間等は別途連絡する。）

(2) 参加資格

ア 公募型プロポーザル選考への参加を表明した者。ただし、参加申込者が多数（10者以上）の場合には必要に応じて書類審査による選抜を行う。

イ 参加資格要件を満たす者であって、企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ提案者の失格要件に該当しない者とする。

(3) 参加経費

公募型プロポーザル選考への参加に係る経費は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア プレゼンテーションは、別途通知する方法にてリモート形式で行うので、通信に必要な機材や環境を整えておくこと。

イ プレゼンテーションは20分以内とする。プレゼンテーション終了後は、審査員からの質問時間を10分設ける。

ウ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細について、必要に応じて5の(1)が連絡する。

7 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と、庁内関係課等による情報発信との重複を避けるための見直し、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更など、契約締結について再度調整を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。協議が不調のときは、順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）

第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

- (1) 令和 3 年 2 月 5 日 (金) 県ホームページ掲載 (公募開始)
- (2) 令和 3 年 2 月 19 日 (金) 参加申込書提出期限
- (3) 令和 3 年 3 月 1 日 (月) 企画提案書等作成に関する質問期限
- (4) 令和 3 年 3 月 4 日 (木) 企画提案書提出期限
- (5) 令和 3 年 3 月 5 日 (金) 審査会案内送付
- (6) 令和 3 年 3 月 11 日 (木) 審査会開催 (審査実施)
- (7) 令和 3 年 3 月 18 日 (木) 審査結果の通知・契約協議開始

10 その他

(1) 暴力団の排除

契約の相手方 (以下「受託者」という。) が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団の構成員 (以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等 (受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) その他

詳細は、「鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考実施要領」による。